

公共施設天井改修発注方針検討ほか業務委託に係る
プロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

茨木市（以下「市」という。）では、公共施設における地震発生時の減災対策の推進のため、建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井（以下「特定天井」という。）について、耐震化に向けた検討及び改修に取り組んでいる。

なかでも、劇場型のホールに設置されている複雑な形状の特定天井については、改修の設計及び施工に高度な専門性や技術力が求められることを十分に理解した上で、市が令和5年度に検討した改修方針に基づく最適な発注方針を作成し、次年度以降の改修事業に確実につなげることが重要となる。

これらを踏まえ、公共施設天井改修発注方針検討ほか業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

公共施設天井改修発注方針検討ほか業務委託

(2) 業務内容

天井の耐震化に向けた改修事業における、次の①及び②のとおりとする。詳細は、別紙「公共施設天井改修発注方針検討ほか業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照のこと。なお、①を踏まえ市が採用する発注方針の内容によっては、契約変更の上、②を実施しないことがある。

① 発注方針案の作成等

改修方針に基づいた最適な発注方針案の作成等

② 発注業務の支援

発注までの過程で必要となる資料作成等の業務の支援

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

（上記2(2)②を実施しない場合は、令和6年12月27日（金）まで）

3 当該業務の上限額

(1) 上記2(2)に示す①及び②を実施する場合の上限額（総額）

13,200,000円（税込）

(2) 上記 2 (2) に示す①のみ実施し②を実施しない場合の上限額

6, 600, 000 円 (税込)

(3) 提案額 (参考見積額) が、上記(1)(2)の各上限額を超過した場合は、失格とする。また、候補者決定後の最終見積 (本見積) の提出に際し、予定価格については、各場合の上限額以下でそれぞれ設定するものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

(1) 市の物品等、建設工事、測量、建設コンサルタントその他の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱 (平成21年4月1日実施) 及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱 (平成21年4月1日実施) に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱 (平成25年4月1日実施) に基づく指名除外の期間中でないこと。

(3) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 茨木市暴力団排除条例 (平成24年9月27日茨木市条例第31号) 第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

(5) 契約日基準で令和元年度から令和5年度までの過去5年間において、本業務と同種の業務の履行実績があること。

なお、同種の業務とは、官公庁が行う公共建築物の整備事業 (改修工事を含む) における発注支援業務をいう。

(6) 業務を担当する技術者 (監理技術者を含む) のうち1名以上は、建築士法による一級建築士の資格を有するものを配置すること。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

(1) 質問がある場合は、「質疑書兼回答書」(様式1号) に質問事項、会社名、FAX番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで市民文化部文化振興課あてに送信すること。

提出期限：令和6年4月19日 (金) 午後5時まで (必着)

提出先：茨木市市民文化部文化振興課

E-mail : bunkashinkou@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

(2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：随時

掲載場所：茨木市ホームページ 文化振興課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/bunka/menu/osirase/63863.html>

7 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

(ア) 業務実績調書（様式3号）

(イ) 業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市市民文化部文化振興課（茨木市役所南館8階）

ウ 提出期限：令和6年4月24日（水）

エ 提出方法：持参に限る（受付は土日、祝日を除く午後5時まで）

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果は「参加資格審査結果通知書」（様式5号）により、令和6年4月26日（金）までに参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退届」（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに文化振興課へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書等に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、次の(2)ウ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式、A4サイズ）

イ 作業スケジュール（任意様式）

ウ 参考見積書（様式8号）及び内訳書（任意様式）

※ 受託希望の金額を記入すること。なお、受託候補者については提案内容の調整を行った後、再度見積を徴収する。また、契約金額は見積金額に消費税率10%を乗じた額を加えた金額とする。

(3) 提出方法等

ア 提出期限：令和6年5月15日（水）

イ 提出場所：茨木市役所 南館8階 市民文化部文化振興課事務室

ウ 提出方法：持参に限る（受付は土日、祝日を除く午後5時まで）

エ 提出部数

正本1部

企画提案書のみ副本7部（会社名を記載しないこと）

(4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提案者から提出された業務実績調書等の内容及び提案額（参考見積書）を5-10(1)アで示す審査基準に基づいて書類審査し、審査の評価点の高い者から順に5者程度を第1次審査の通過者とする。ただし、提案者が5者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において書類審査と次の(2)に記載のプレゼンテーションによる審査を併せて行い、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーションによる審査）

第1次審査の通過者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションを6-10(1)イで示す審査基準に基づいて審査する。第1次審査と第2次審査の評価点を合計し、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。

ア プレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用し行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。

イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター、ケーブル、スクリーンは、市で用意する。

ウ 提案者の出席は、3人以内とする。

エ プレゼンテーションの方法、持ち時間等詳細については、第1次審査の通過者に対し別途通知する。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

(7) 結果通知

審査の結果は、当該審査を行った全者に対し、令和6年5月17日（金）までに「プロポーザル第1次審査結果通知書」（様式9号）により通知するものとする。なお、第1次審査を省略する場合は、令和6年5月17日（金）までに提案者全者に対し、電子メール又は電話により第1次審査を実施しない旨の通知を行う。

併せて、プレゼンテーションによる審査を実施する提案者に対し、プレゼンテーションの実施について、「プロポーザル審査実施通知書」（様式7号）により通知するものとする。

(イ) 結果に対する問合せ

審査により候補者とならなかった提案者は、令和6年5月23日（木）までに審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 第2次審査

(7) 結果通知

審査の結果は、当該審査を行った全者に対し、令和6年5月29日（水）までに「プロポーザル第2次審査結果通知書」（様式10号）により通知するものとする。

(イ) 結果に対する問合せ

審査により候補者とならなかった提案者は、令和6年6月4日（火）までに審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

(1) 審査基準

ア 第1次審査（書類審査）

審査基準	審査内容	配点
業務実績調書等 内容	同種業務の実績は十分か。 （参加申込の際に提出された「業務実績調書」により、1件につき、同種と判断できれば10点（ただし4件を超える場合は40点））	40
提案額 （参考見積額）	1 第2(2)に示す「① 発注方針案の策定等」及び「② 発注業務の支援」を実施する場合（総額）：業務内容に見合った適正な見積となっているか。 （40点×（提案者のうちの最低金額／提案額））	40
	1 第2(2)に示す「① 発注方針案の策定等」のみ実施し「② 発注業務の支援」を実施しない場合：業務内容に見合った適正な見積となっているか。 （40点×（提案者のうちの最低金額／提案額））	40
合 計		120

イ 第2次審査（プレゼンテーションによる審査）
（配点は委員1人あたりの持ち点）

審査基準		審査内容	配点
企画 提案 書	事業方式及び事業範囲の検討方針	本業務の趣旨を十分に理解した上で、総合的な視点から比較検討できる内容・方法となっているか。	25
	市場調査の実施方針	比較検討する事業方式・事業範囲の内容を踏まえ、本業務の目的に沿った効果的な内容・方法となっているか。	25
	発注支援の内容	事業方式ごとに整理され、次年度以降の天井改修事業の適切かつ円滑な実施につながるものとなっているか。	25
	提案の実現性・独自性	仕様書に記載の内容に加え、具体的で創意工夫のある提案がなされているか。	25
合 計			100

(2) 配点

総合計点を①と②の合計点720点とする。

- ① 第1次審査（書類審査） 120点
- ② 第2次審査（プレゼンテーションによる審査） 600点（100点×6委員）

11 候補者の決定

候補者は、上記10(1)及び(2)に記載の内容に基づき採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 審査の結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、「事業方式及び事業範囲の検討方針」の評価点が高い提案者を候補者とする。
- (4) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額かつ「事業方式及び事業範囲の検討方針」の評価点が高同点の場合、くじにより候補者を決定する。
- (5) 提案者が1者のみであった場合は、評価点が配点の総合計点(選定会議の

委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点の6割以上であった場合に候補者とする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

市は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、市との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開できるものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

質問受付締切	令和6年4月19日（金）午後5時まで
質問に対する回答	随時
参加申込期間	令和6年4月9日（火）から 令和6年4月24日（水）午後5時まで ※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から 午後5時までとする。
参加資格審査結果通知	令和6年4月26日（金）までに発送
企画提案書等受付締切	令和6年5月15日（水）午後5時まで
第1次審査結果及び第2次審査実施通知	令和6年5月17日（金）までに発送
第2次審査	令和6年5月24日（金）（予定）
第2次審査結果通知	令和6年5月29日（水）までに発送（予定）

15 その他

- (1) 参加者が1者のみであった場合においても、本プロポーザルを実施する。
- (2) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - ウ 提案額（参考見積額）が上限額を超過した場合
 - エ 配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない者
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 本プロポーザルへの参加に係る費用及び契約締結に係る費用は、全て参加希望者の負担とする。
- (7) 企画提案書等の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市が必要と認める場合、市は企画提案書等の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、本プロポーザルに必要な範囲内において複製を作成することがある。
- (8) 選定会議の委員と参加者との間に利害関係が生じること、参加者から委員へ故意（不正行為目的）に接触することを防止するため、委員に関する情報については契約締結までの間、公表しないものとする。

16 担当部署

茨木市市民文化部文化振興課 担当 天野・山上

567-8505

大阪府茨木市駅前三丁目8番13号

TEL：072-620-1810（直通）

FAX：072-622-7202

E-mail：bunkashinkou@city.ibaraki.lg.jp